

大分県障がい者計画（第2期）の 改定について

令和8年度

第1回大分県障害者施策推進協議会

大分県障がい者計画（第2期）の改定について

1 計画改定の趣旨等

- 1 **計画概要**：障がい者施策を総合的に進めるための基本方針 及び 障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画であり、以下6計画を一体的に策定
①障がい者基本計画、②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画、④障がい者芸術文化推進基本計画、
⑤視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画、⑥難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画
- 2 **策定根拠**：障害者基本法 第11条、障害者総合支援法 第89条、児童福祉法 第33条の22等
- 3 **計画期間**：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度（6年間）
- 4 **改定対象**：②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画について、国の基本指針を踏まえた改定を行う。
※他の4計画についても、必要に応じて見直しを行う。

3 策定スケジュール

令和8年度
8月25日
第一回施策推進協議会（骨子）
10月27日
第二回施策推進協議会（素案）
1月
パブリックコメント
2月
第三回施策推進協議会（成案）

2 国の基本指針見直しにおける新たに追加された成果目標

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床への30日以上再入院率 ←（精神病床における早期退院率）
退院後 90日時点10.3%以下 ←（3か月後 68.9%以上）
退院後180日時点17.4%以下 ←（6か月後 84.5%以上）
退院後365日時点25.7%以下 ←（1年後 91.0%以上）

- 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上
（全国における達成目標）

※心のサポーターとは：メンタルヘルスやうつ病など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者のこと

- K6により住民のこころの状態を把握

※K6とは：個人のうつ病や不安障害などの精神疾患を検査することを目的とした質問票のことであり、下記6つの項目を5段階で点数化し、合計点数が高いほど精神的な問題が重い可能性があるとして

【項目】（過去30日の間にどれくらいの頻度で）

- ①神経過敏に感じましたか
- ②絶望的だと感じましたか
- ③そわそわ、落ち着かなく感じましたか
- ④気分が沈み込んで何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか
- ⑤何をしても骨折りだと感じましたか
- ⑥自分は価値のない人間だと感じましたか

・福祉施設から一般就労への移行等

- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置
- 令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上
（全国における達成目標）

・障がい児支援の提供体制の整備等

- インクルージョン推進のための協議会の場の設置
※インクルージョンとは：障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方
- 強度行動障がいの状況にある児に関する支援体制の整備

・相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロ
- ※のぞまないセルフプランとは：利用者や家族が本当は相談支援事業所の専門的な支援を受けたいのに、事情や制度の不備などで仕方なくセルフプランを選ばざるを得ない状況のこと

・障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
- 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置

・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公開制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%